

宮崎県障がい者差別解消支援協議会設置要綱

平成28年10月18日
福祉保健部障がい福祉課

(目的)

第1条 この要綱は、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例（平成28年宮崎県条例23号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定に基づき、宮崎県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、概ね20人程度の委員で組織する。

2 委員は、障がいのある人及び障がいのある人の福祉に関する事業に従事する者、事業者により構成される団体を代表する者、学識経験のある者、関係行政機関の職員、その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会は、その議決をもって協議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月18日から施行する。